

(仮称) 由利本荘市観光振興計画策定に関わる
評価分析および市場動向調査業務

特記仕様書

1. 業務概要

(仮称) 由利本荘市観光振興計画策定に関わる評価分析および市場動向調査業務
(以下、「調査業務」とする。)において、「鳥海山を核とした広域観光振興」を基本戦略に掲げ、桑ノ木台湿原をはじめとした観光スポットの魅力向上や、シャトルバス運行による二次アクセスの構築、スポーツ、文化を活用した体験コンテンツの創出などに取り組んできたが、この間、新型コロナウイルス感染症による急激な社会情勢の変化と、鳥海ダム建設や洋上風力発電施設建設といった大型事業の推進などにより、本市を取り巻く情勢が大きく移り変わっており、策定より10年目となる現計画の指針や事業計画は現状に沿わないものになっている。

このことから、新たな市場の潮流をつかみ、復活基調にあるインバウンド需要を的確にとらえながら、経済波及効果の最大化を図るべく、令和8年3月策定の新たな観光振興計画(以下、「新計画」という。)を立案する必要がある。

本業務では、新計画策定に伴って必要となる観光市場のトレンドデータを含めた市場動向調査と、本市がこれまで取り組んできた事業の効果を分析、評価する能力が求められる。その上で、現在、市内で進められている鳥海ダム建設や洋上風力発電施設建設などの大型事業の観光への利活用、既存の施設を組み合わせたインフラツーリズムの構築、再整備が検討されている「法体園地」の利活用などこれまでにない可能性を模索するとともに、新計画の新たな目標指針と、指標データを導き出すための事前調査業務である。

2. 受託者の決定

別紙「調査業務プロポーザル実施要綱」に基づき選定し、契約する。

3. 委託業務の履行期間

契約日から令和7年3月21日(金)

4. 委託業務の内容

委託業務は、調査業務に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。

この委託業務は、「1.業務概要」に掲げる目的を達成するために、本市の地域事情を理解しながら行う調査であり、観光振興計画策定に必要と思われる調査項目等を明記しているが、プロポーザル実施において決定した受託者の企画提案のほか、発注者からの

依頼により調整する場合がある。

なお、策定スケジュールは令和6年度内の完了とすること。

- (1) 現計画の進捗および市観光施策における効果検証業務
 - ・現計画に示された指標および計画の進捗状況の効果検証
 - ・市内の観光関連施設等における状況調査および検証
 - ・市の観光統計情報等の精査および分析
 - ・インターネットアンケートによる不特定多数の目線からの調査分析
- (2) 国内および国外における観光市場の動向調査
 - ・国内旅行者の統計調査および傾向分析、トレンド予想
 - ・国外旅行者の統計調査および傾向分析、トレンド予想
- (3) 近隣自治体の動向および状況分析業務
 - ・環鳥海地域における連携自治体の計画動向調査
 - ・県内自治体における計画動向調査
 - ・秋田県における計画動向調査
- (4) 市内観光事業者等の調査業務
 - ・道の駅の販売状況調査・分析（物販やお土産品の売れ筋商品の確認など）
 - ・宿泊施設利用状況調査・分析（ビジネス客・旅行者など、施設毎の利用傾向など）
 - ・公共交通機関利用状況調査・分析
- (5) 市と観光協会の役割分担と関係性の明確化について
 - ・観光協会における収益事業の検証
 - ・観光協会法人化による市観光計画への影響分析
 - ・観光協会法人化に関わる他の同等事例の調査
- (6) 新計画策定に関わる調査データの報告書作成業務
 - ・報告書の編集
 - ・報告書の印刷製本（10部）

5. 成果品

上記委託業務(6)の電子データ一式と紙ベース10部

※完了検査は、本仕様書に伴う業務実績（提出資料等）、報告書の印刷物にて実施する。

6. 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置のこと。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時発注者と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

また、業務終了後も同様である。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 本業務により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属し、発注者は調査データを自由に利用できるものとする。
- (7) 業務に必要な資料で発注者が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合は、業務が完了した後、速やかに返却すること。

7. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

8. 連絡先（担当部署）

由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話 0184-24-6349 ファクシミリ 0184-24-3044

電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp